

○ 取組の概要（200字以内）

岡山大学大学院法務研究科は、「地域に奉仕し、地域に根ざした」法曹の育成をめざし、その関連で重点教育分野の一つとして「医療・福祉分野」を挙げ、ネットワークセミナーなどの独自の法曹教育カリキュラムを構築してきた。本取組は、専門家ネットワークと大学内に附設した法律事務所を活用して医療・福祉に特化した法曹教育システムの確立と充実に目的とするものであり、この取組を通しての教材開発と地域社会貢献を目指す。

○ 取組の内容等

（1）取組の内容及び実施計画

1 目的

岡山大学大学院法務研究科（法科大学院）は、「地域に奉仕し、地域に根ざした」法曹の育成をめざし、その関連において重点教育分野の一つとして「医療・福祉分野」を挙げた。この医療・福祉分野を法科大学院における重点教育分野としたのは、以下のような理由に基づく。つまり、本学法科大学院では、「社会紛争の解決という視点からすれば、現実の紛争は法律問題だけでなく、様々な問題が立体的に絡み合っており、法的解決だけでなく、法以外の解決も併せて要請されているとの認識の下に法曹養成は考えていく必要がある、したがって、学生をあるべき法曹として育成していくためには、そのような総合的判断能力の育成が不可欠になる、また、かかる多角的視点からの法曹教育こそが「理論と実務の架橋」教育にとっても不可欠のものである」との基本認識がある。そして、かかる基本認識からみたとき、医療・福祉分野においては、①紛争処理の局面でクライアントの目線に立った適切なアドバイスができる人材が不足しているという点が問題となっていること、つまり、当事者の希望に沿った解決策を提示できる人材が不足していること、②こうした人材を得るためには、医療・福祉の現場を理解することが必要不可欠であること、③医療・福祉サービスは極めて多様でありかつ日々変化しているので、法律だけの知識では十分な対応はできず、むしろ法律以外の最新専門知識の習得が不可欠である、という状況にあった。それゆえ、学生の法曹としての総合的判断能力を向上させ、かつ本大学院の教育理念である「人々の悩みを十分に理解できる血の通ったバランス感覚のある法律家」に学生を育成していくためには、住民に身近なかつ重要な生活問題の一つである医療・福祉の分野を重点教育分野とすべきとの判断に至ったのである。そして、本学法科大学院では、ネットワークセミナーなどの独自の法曹教育カリキュラム構築を目指してきた。

この目的実現のために、これまで、岡山大学法科大学院では「医療・福祉に特化した地域連携型の実践的法曹教育システム」構築のための活動母体として「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」を設立した。また、この医療福祉リーガルリスク予防センターの支援母体及び教育支援、社会貢献の活動母体として「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」を組織し（現在、岡山県内を中心に弁護士、医師、介護関係者等の専門家 50 名弱から構成されている）、法科大学院でのクリニック、ネットワーク・セミナー、民事訴訟実務などの実務実習科目や倒産処理法などの専門科目の授業への協力・支援を行ってきた。そして、多角的・立体的教育の実現、地域社会への貢献活動や ADR（裁判外紛争解決

機関)など紛争処理に関する共同研究作業を行っている。この専門家ネットワークの構築は、「理論と実務の架橋は研究者と実務専門家の協働の下でしか成り立たず、しかも法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要である」との認識に立ったものである。そして、それは、上記基本認識に対応できる教育の支援システムにほかならない。専門家ネットワークを活用した多角的・立体的教育とは、例えば、クリニック又は附設法律事務所(下記)に持ち込まれた案件を、研究者教員と弁護士だけでなく、公認会計士、税理士、不動産鑑定士など多様な専門家ネットワークとIT教育ツールを活用して分析、検討し、最終的には「クリニック」、「医療福祉研究」などの授業科目で個々の案件について実務家を含めてその問題点、解決方法等を議論することで学生の総合的判断能力の育成を目指すものである。

2 取組の内容

本取組は、専門家ネットワーク及び大学内に附設した公設法律事務所を活用した「医療・福祉分野におけるADR活動」と「理論と実務の架橋」教育を連動させることで、①医療・福祉に特化した法曹教育システムの確立と充実、②教材開発を目的とするものであり、③この取組みを通しての地域社会貢献を目指すものである。

①の実現のために、本取組は、まず「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」を中心とした、「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」と「附設法律事務所」と連携した「医療・福祉ADR」を立ち上げる。そして、その活動と専門家ネットワークの活動を通して、以下の三段階の教育をより充実したものにすることをその内容とする。すなわち、

(イ)ロールプレイ・模擬裁判などのシミュレーション教育

(ロ)クリニック、医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)などの実務実習教育

(ハ)実習報告会とネットワーク・セミナーでの理論教育

である。(イ)では、医療・福祉ADRで取り扱った生の案件を、本学法科大学院で独自に開発した電子カルテ作成ソフトO=docketと専門家ネットワークを活用しながら、理論的問題点などを考慮してリスク予防研究センターで匿名化などの加工を施した教材として作成し、また通常の専門科目や演習での教材としても利用できるようにしていく(②とも連動)。ロールプレイ、模擬裁判の授業は、STIGS(映像配信システム)を利用して、フィードバックが十分にできる教育システムを確立する。(ロ)では、クリニック、エクスターンシップを中心に、実際の事件における実務を学生に体験させることで、実務の基礎的技能、臨床的実務能力を身に付けさせ、依頼人への奉仕意識、人権感覚を高めていく。また、岡山大学では、かかる実務実習科目(クリニック及びエクスターンシップ)の効率的かつ有効な実践のために、「附設法律事務所」を学内設置し、実務教育の拠点とし、さらに岡山弁護士会と連携するなどの教育体制面からもこの充実を図っており、これとADR機関とを連携させて教育を実施していく。(ハ)では、クリニック等を履修した複数の学生とそれらに関係する教員、実務家による実習報告会、セミナーなどにより、総合的かつ最終的な分析・検討を加え、各学生の経験と認識を共有することで、より一層の実務教育の充実と定着を図る。

そして、②の実現のために、本取組では、相談者からの相談の電子カルテ化(O=docketを活用)をし、情報収集したデータの分析を評価していく作業を行う。電子カルテの作成

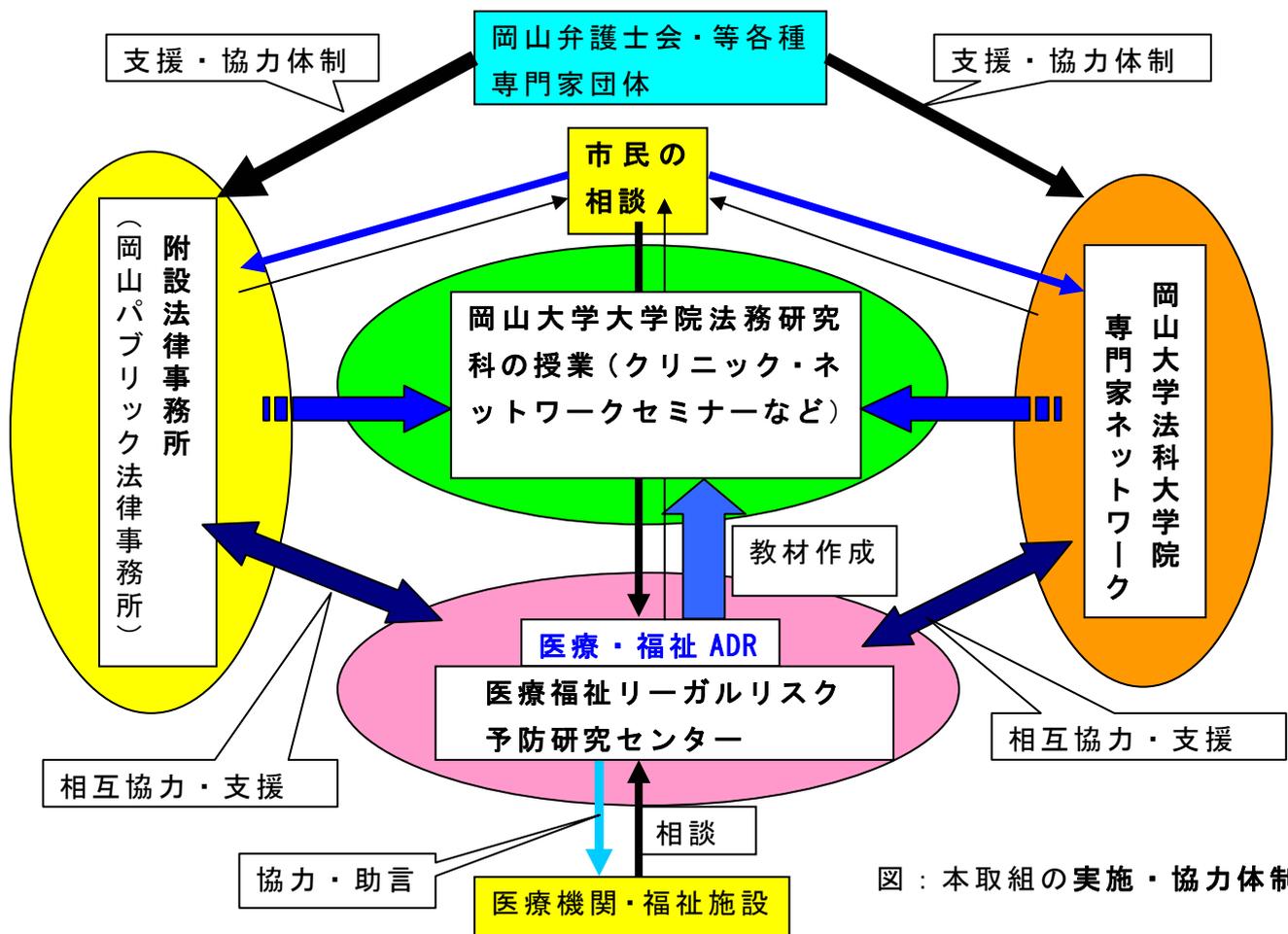
過程において、研究分担者との協議を通じて、評価項目を作成し、わが国の状況など、最新の実務状況についての認識を得るため、実務家との研究集会やミニ・シンポジウムを開き、入手したデータの検討なども行う予定である。こうした分析、評価をもとに、上記のようにロールプレイ、模擬裁判、医療福祉研究などの実務教育教材及び法律基礎科目の教材作成及び実務科目のティーチング・マニュアル作成を実施していく。

また③の実現のために、データベース情報の地域住民への発信や、「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」からの情報発信により、医療福祉問題に関する助言や地域法曹、医療機関、福祉施設又は地方行政などへの貢献をめざす。また、専門家ネットワークによる無料相談会の実施、とくに、遠隔地(過疎地)について、移動巡回相談所や遠隔映像システム等を利用した無料相談会の実施により一層のサービス提供と拡充をめざす。

3 実施体制

本取組の実施体制は、上記した「医療・福祉に特化した地域連携型の実践的法曹教育システム」の活動母体として「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」と、医療福祉リーガルリスク予防センターの支援母体及び社会貢献の活動母体として「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」を中心として、実務実習科目（クリニック及びエクスターンシップ）の効率的かつ有効な実践のために、学内に設置した実務教育の拠点としての「附設法律事務所」と連携を図りながら、教育を実施していく。さらに岡山弁護士会などと連携するなどの教育体制面からもこの充実を図っていく。

本取組を実施していく上での【実施・協力体制】は以下の図のようになっている。



図：本取組の実施・協力体制

4 実施計画〔スケジュール〕

平成19年度

平成19年度の活動計画では、①紛争予防の観点から、リーガルリスクの事前予防のための研究活動を行い、②『医療・福祉ADR』を立ち上げる。医療・福祉紛争における相談業務の実施過程において、実際の活動においてどのような問題があり、その解決のためにはどのような方策が必要かなど解明しつつ、リーガルリスク予防を含む相談業務を実施し、予防的ADR機関としての活動をめざす。また、このADRは中立的立場で、サービス利用者・患者のみならず、医療機関・福祉サービス事業者の相談受付や解決支援を行う。③地域貢献活動の一環として人材派遣活動を行う。つまり、医療機関・福祉サービス事業者向けに紛争予防のために求められる対応について、適切な講師を派遣する（例：「個人情報保護」「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「関係法令解説」「コミュニケーションスキルアップ」など）ことなどを実施していく。そして、④本学法科大学院生の問題解決能力とコミュニケーションスキルの向上のため、専門家ネットワークを活用したリーガルリスク予防を含む相談業務を活用してクリニックを実施する。例えば、相談・解決支援を、「クリニック」として、依頼者の同意を前提に、教員の指導のもと学生に行わせる。また、⑤これに伴い、教材作成を実施する。なお、これまで実施してきた教材作成、例えば、模擬裁判の教材作成にあたっての基本指針は、以下のものであった。イ）実務家であれば誰でも体験しうる日常的、基本的な争点を含むものであること、ロ）単純な事案で、複雑な法的解釈を要しないもの、ハ）客観的証拠が乏しいもの、ニ）書証には、当事者双方に有利なもの、不利なものを織り交ぜ、交互尋問の結果から心証を形成しうるものであること、つまり、人証調べで訴訟の勝敗が決する形とすること、ホ）交互尋問は、原告、被告、各証人1名ずつの合計4名程度とすること、という点を基準として作成している。こうした指針の作成作業等を含めて、教材作成を実務家、研究者教員、協力専門家との共同作業のもと教材作成を実施していく。とくにADR等で上がってきた事例を匿名化し、加工して教材化していくが、その教材を「医療・福祉研究（ネットワークセミナー）」「社会保障法」等の教育で活用することとなる。これに併せて、また⑥このプロジェクトでの教育効果、教材作成等についての他大学等への情報発信を試みる。その際には、関係する識者、研究者を招聘しての研究会、セミナーまたはシンポジウムなどを開催していくことにする。

また、平成19年度は、これらの活動に際して、イ）医療・福祉紛争の実態の解明と法的問題点の抽出、ロ）医療・福祉紛争におけるリーガルリスクの解明と、法的具体的予防方策の検討、ハ）医療・福祉紛争における相談業務から専門家の関与、調停の進め方などADR活動の分析・検討、ニ）予防的ADRの問題点、方向性の検討、ホ）上記予防的ADR機関立ち上げのための法的問題の検討の研究活動をも実施していく予定である。そして、医療・福祉に特化した地域密着型法曹教育システムの確立のため類似の試みがなされている諸外国の視察、情報交換などを予定している。

平成20年度

この年度は、平成19年度の活動予定であるリーガルリスク予防を含む相談業務を継続的に実施しつつ、新たに以下の取組を行う予定である。

①医療・福祉紛争における予防的認証ADRのADR認証化のための法的整備の検討、ADRの認

証をめざし、その足場を固める作業までは行いたい。

②他のADR機関との比較検討とネットワークの検証

③データベース情報の地域住民への発信、医療福祉問題に関する助言を通して、地域法曹、医療機関、福祉施設又は地方行政などへの貢献をめざす、

④専門家ネットワークの拡充をめざし、とくに他県、他の機関との相互交流が実施し、遠隔地(過疎地)について、移動巡回相談所や遠隔映像システム等を利用した、より一層のサービス拡充を計画している。

⑤セミナー、シンポジウムなどの開催及び諸外国との交流

⑥教材の開発、ティーチングマニュアル等の作成、実務家のネットワークを使った教育システムの公開等、である。

また、その活動の結果として、実務実習教育を行うに際して伴う問題点の抽出や改善、及びADR機関としての実証的分析・検討を目標とし、医療・福祉紛争における紛争解決・予防に特化したADR機関の活動から明らかとなる実務的、法的問題点の抽出、専門家の連携・協働のあり方についての実証的分析を行い、その結果を法科大学院教員で議論し、専門家ネットワーク会員との意見交換、検討会を経て、分析検討結果を公表できる形にまとめる段階までいきたい。

なお、将来的には、専門家ネットワークの活動は、法務省のADR認証を受け得る組織に発展させ、さらに、医療・福祉分野に限らず、相続や不動産売買、隣人紛争なども含めた総合的なセンターとして発展させる計画がある。

(2) 取組の特色

本取組の特色は、こうした従前の研究及び法曹教育活動をベースに、専門家ネットワークと弁護士会公設事務所である附設法律事務所を活用して、「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」の活動が本格化し、医療・福祉ADRを目指して展開することを契機として、より実践的的局面での法曹実務教育を深めていくことに特色がある。また、従来の取組の過程において、医療・福祉分野での紛争においては、事後的に紛争を解決することだけでなく、未然に事故やそれに伴う紛争を予防することが非常に重要であるとの現状認識と問題意識(詳細は下記)に基づき、とくに、医療・福祉分野における紛争解決だけでなく、「リーガルリスクの予防という局面」で法曹をはじめとする各専門職がどのような役割を有し、どのように連携すべきかを学生に体験させ、実証的に学生に教示しかつ議論することで、法曹として有すべき公益活動・奉仕への意識をより一層高め、涵養することを目的とする。つまり、法科大学院の教育理念でもある「理論と実務の架橋」を実現させるためには、単なる法的問題の解決能力を涵養するだけではなく、現実を実際に知見、体験することが重要であるとの認識に基づき、住民に身近なかつ重要な生活問題の一つである医療・福祉の分野で、最新の情報を得て、現場での体験と知見を得させることにより、学生の事案分析能力、コミュニケーション能力の向上を図ることが期待できるのである。まさに、「理論と実務を架橋する」教育をめざす取組である。「紛争予防」の視点を取り込んだこれと類似のプロジェクトは、従来、ほとんどない。また、「医療・福祉サービスの質の向上の支援」のため、地域の大学が当事者の一方に偏ることなく、「中立的」「客観的」

立場で、「専門性」をもって、「医療・福祉分野におけるよりよい当事者関係の構築」の視座から、リーガルリスクの予防を行う試みは全国でも珍しい取り組みといえよう。

また本プロジェクトは、岡山大学法務研究科が法科大学院教育システムにわが国で初めて導入した多数の実務家が参加する専門家ネットワークと法科大学院内に附設する法律事務所を活用して、実際に医療・福祉紛争処理活動や紛争予防活動の実践の中で実務実習教育を中心とした法曹育成教育の充実を図るものであり、そして、岡山大学法務研究科が独自に開発した電子カルテシステムを使っての教材作成システムは、他大学にない大きな特色となっている。こうした独自の実施体制の整えた取組は他に例のない試みといえる。

(3) 取組の有効性

①問題意識・・・従来の取組の過程において、近時、医療・福祉分野においては、患者や福祉サービス利用者の権利意識の向上や医療事故や介護事故への社会の関心の高まりなどを背景に、年々紛争が増加している。しかし、紛争が顕在化してしまった場合にはその解決が長期にわたる場合が多く、当事者を精神的にも金銭的にも疲弊させてしまうこと、紛争事例を見ると、当事者間のコミュニケーション・ギャップや法制度の理解不足ないしは誤解に起因し、その点を改善すれば、紛争化を避けることができたと思われる事例が多くあること、医療・福祉分野では特に、リーガルリスクの顕在化時には、もはや回復不能な事例があることなどの現状を認識するに至った。その結果、医療・福祉分野での紛争においては、事後的に紛争を解決することだけでなく、未然に事故やそれに伴う紛争を予防することが非常に重要であること、また、事故や紛争から学ぶことがよりよい当事者関係の形成につながり、医療・福祉サービスの質の向上をもたらすとの問題意識を有するに至った。本取組は、このような問題意識に基づき、医療・福祉分野での紛争においては、事後的に紛争を解決することだけでなく、未然に事故やそれに伴う紛争を予防することが非常に重要であり、またこのことが医療・福祉サービスの質の向上をもたらすとの意識に基づき、専門家ネットワークを活用した医療・福祉分野のADRを立ち上げ、それを活用した法科大学院におけるクリニック等の実務実習教育、理論教育の一層の充実をめざし、学生の公益奉仕の意識の涵養が期待できるものである。

②期待される成果・・・本取組の成果として、以下の点が期待でき、かつ教育の質向上にもつながる。第一に、より実践的な事案分析能力の育成⇒法的分析・事実認定能力の育成という点で非常に効果的と思われる。つまり、法律構成、争点整理などを通じた理論と実務の架橋が実践できるのである。第二に、学生が自己の有する専門知識及びその応用力に対する現状を認識することにより、学生の勉学意欲、向上心の喚起または刺激・動機づけとなる点が挙げられる。第三に、当事者及び証人と直接向きあうことにより、コミュニケーションの重要性への認識及び法曹としての責任感・倫理観に対する意識の向上が期待できる。第四に、生の事件を通して実際の紛争解決を最初から最後まで体感でき、立体的、現実的理解へと深まる。第五に、役割分担による紛争解決活動や法廷活動についての明確な認識の形成につながり、臨機応変な対応の必要性を体験的に学習できる。このことは、柔軟かつ迅速な思考と行動の修得につながると考える。第六に、同一目的を目指し形成されたグループ学習は、協働活動（チームワーク形成）の重要性を認識する点を挙げるができる。

③**教育の質向上**・・・この取組は、ADR 活動を通じた社会貢献に対する教員の意識向上、専門家との議論を通じた実務感覚の修得にもつながり、FD 的機能をも有して行く。とくに、附設法律事務所を中心した実務とネットワークセミナーによる議論は、研究者教員、実務家教員双方の自己研鑽につながるものである。

④**他大学等への波及効果**・・・こうした実務を意識した教育は、他大学でも評価されており、とくに専門家ネットワーク、附設法律事務所を活用した教育システムには関心が高く、本年 4 月に開催された公設法律事務所と附設法律事務所を合体させた事務所の開所式には、全国の多数の大学から参加があり、その後のシンポジウム（クリニック附設法律事務所サミット）は非常に注目された。

⑤**教育目的と取組の整合性**・・・本取組は、本学法科大学院が重点教育分野とした医療・福祉分野の教育の充実を目指すものであり、かつ「理論と実務の架橋」を目指したものである。法科大学院教育及び本学の教育目標と合致するものである。

（４）関係団体等との連携方法

本取組は、すでに述べたように、専門家ネットワークを活用した**医療・福祉施設、県、市との行政組織との連携**がベースにある。これらの関係は、形成支援プログラムによる活動であったシンポジウム、無料相談会開催などにより友好的な関係を構築しており、本取組はこの構築の結果によるものである。本取組では、医療福祉リーガルリスク予防研究センターを連携母体とした医療・福祉 ADR 機関が中心となって、医療・福祉施設等からの相談を受け、同センターから専門家ネットワークまたは附設法律事務所の協力を受けつつ、各施設に助言、支援などを行い、連携をしていくものである（5 頁図）。

また、専門家ネットワークまたは附設法律事務所との協力関係では、**岡山弁護士会の法テラス、仲裁センターとの連携**や、**税理士会などの各士業団体との連携**をとりながら、本取組を実施する。なお、岡山弁護士会とは、支援委員会（毎月 1 回開催：法務研究科執行部、事務と岡山弁護士会法科大学院支援委員会委員参加）を通じた強固な協力体制にあり、クリニック、エクスターシップなどこれまで密接な協力関係にある。この取組でも協力関係を形成する。また、附設法律事務所は、19 年度から岡山弁護士会の公設法律事務所の支所として活動しており、この点でも非常に密接な協力連携関係にある。

これらの連携により、学生の教育において不可欠なより安定した事案の確保が可能となり、また連携を通して多角的視点から事案を分析でき、学生の総合的判断能力の向上につながるものと思われる。また、これらの連携は、学生にコミュニケーションの重要性を認識させ、多様な人材と接することで柔軟な思考等を涵養させることができると思われる。そして、市民に安心した、質の高いリーガルサービスが提供できるのが社会貢献的には重要である。

（５）取組の経過や成果等に関する情報公開の方法

取組の経過及び成果は、紀要「**岡山大学法務研究科臨床法務研究**」に掲載・公表していく予定である。また、法務研究科**ホームページ**において、積極的に情報公開を行っており、今後も実施する。なお、テーマによっては、他の専門誌などにもその成果を発表していく予定である。

平成 19 年度の行事等の開催予定は、現在のところ、以下の状況である。

* **無料法律相談会**：（5 月 27 日、6 月 24 日、10 月 14 日、1 月 26 日）

* **シンポジウム**：①4 月 14 日：岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所開設記念公開シンポジウム「クリニック法律事務所サミット—法科大学院における実務教育の役割とあり方」②「医療・福祉関係 ADR に関して」（11 月 17 日予定）、③「専門家ネットワーク ADR 認証に関して」（平成 20 年 2 月開催予定）

○「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（16 年度～18 年度）の成果の活用方法

（テーマ「法科大学院の教育内容・方法の開発・充実」の取組に申請する場合のみ記入してください。）

岡山大学法務研究科では、「医療・福祉に特化した地域連携型法曹教育」と題したプログラムを作成し、支援経費を申請した。これは、法科大学院教育における特色ある教育としてその促進の必要性和重要性が認められ、文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に採用され、助成を受けてきた。この助成に基づいて、岡山大学法科大学院では「医療・福祉に特化した地域連携型の実践的法曹教育システム」の構築を目指し、プロジェクトを立ち上げ、今後の活動母体として「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」を設立。また、この医療福祉リーガルリスク予防センターの支援母体及び社会貢献の活動母体として「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」を組織し、地域社会への貢献活動や ADR など紛争処理に関する共同研究作業を行ってきた。その目的は、①授業科目であるネットワーク・セミナー、ロイヤリング・クリニックという授業でのネットワークを活用した実務実習教育及びシミュレーション授業を本格的に実施し、実務教育を充実させることと、②社会（地域）貢献活動を通しての地域社会との交流とプロボノ活動の充実から、法曹としての社会正義、倫理観など公的活動への学生の意識、取り組む姿勢の涵養を図ること及び③シンポジウム、セミナーを通しての他大学、地域専門家との交流、及びその交流を通しての授業等の改善を中心的目的としてきた。この活動実績としては、まず 1) ①、②に関連して、4 回の無料法律相談会を実施した。（平均 10 名前後の弁護士の協力と毎回 30～40 件の相談案件がきた。）2) ③に関連する事業実績として、医療・福祉リーガルリスク予防研究センター設立記念公開シンポジウム（平成 18 年 10 月 28 日）を「医療・福祉におけるリーガルリスクの予防と解決の将来像—専門職の連携と協働—」とのテーマで実施した。また、技能研修の一環として、公開シンポジウム、テーマ「専門家にとってのカウンセリング・スキル」（平成 18 年 11 月 26 日）を実施した。さらに、3) とくに①に関連してくるが、教材作成の活動を本格的に実施した。この活動では、イ) 電子カルテシステム（「0-docket」）の成果を活用した民事模擬裁判、ロールプレイの教材作成を行ってきた。本取組は、これらの成果に基づくものである。今回は、附設法律事務所の全面的協力とこれまで実施してきた無料相談会、シンポで培われた信頼と経験をもとに、専門家ネットワークを発展、活用した「医療・福祉 ADR」を基軸とした実務実習教育の充実と医療・福祉関係の専門法曹の育成をめざしたものである。

また、教材作成は、本大学での電子カルテシステムの活用と名古屋大学を主幹校として実施した「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」のノウハウとそこでの協力体制を軸に「理論と実務の架橋」を目指した教材作成に取り組むものである。